

再犯防止対策推進会議の議長等の指名について

平成28年12月20日
内閣総理大臣決裁
平成30年12月20日
一部改正

犯罪対策閣僚会議の開催について（平成15年9月2日閣議口頭了解）第5項、第6項及び第7項の規定に基づき、以下のとおり、再犯防止対策推進会議の議長等を指名する。

議長	法務大臣
副議長	内閣官房副長官（参） 内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房内閣審議官（副長官補付） 警察庁生活安全局長 総務省大臣官房地域力創造審議官 法務省大臣官房審議官（総括担当） 法務省刑事局長 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省総合教育政策局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省人材開発統括官 農林水産省経営局長 中小企業庁長官 国土交通省住宅局長